

様式第2号（第7条関係）

会議録

会議の名称	川島町都市計画審議会	
開催日時	平成26年 4月 7日(月)	
開催場所	保健センター2階研修室	
議題	川越都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について	
公開・非公開の別	公開・非公開・一部非公開	
非公開の理由 (非公開の場合のみ)		
出席委員	石黒安太郎、利根川洋治、中里茂郎、岡部明治、馬橋俊子、小林安雄、菊地敏昭、森田敏男、為水順二、石川征郎、土屋祥吉、松本久司、齋藤譲一	
出席者	事務局職員	埼玉県都市整備部建築安全課：大森副課長、錦戸主査、佐藤技師 まち整備課：伊藤課長、細田室長、笛木主幹、伊藤主査、高城主任
配布資料	次第、諮問書、議案第1号、資料1、委員名簿、座席表 川島町都市計画マスタープラン	
審議会等の内容・概要		
1 開会	司会 伊藤まち整備課長	
2 任命書交付	委員を代表し中里氏に町長から交付する。	
3 あいさつ	高田町長 (あいさつ後、公務のため高田町長退席)	
4 委員紹介	委員、事務局の紹介	
5 役職の選任	会長：石黒委員 職務代理：利根川委員 会長就任のあいさつ 石黒会長	
(川島町都市計画審議会の会議の公開、非公開、傍聴について、公開とし傍聴を許可する決定を会長が行う。また、議事録の署名者を菊地委員、岡部委員に決定する。なお、審議会の傍聴希望者はなし)		
6 議案	議事進行：石黒会長	
(1)議案第1号 「川越都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」	説明：埼玉県都市整備部建築安全課 大森副課長	

これからご審議いただきます議案は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく、一般廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。

初めに、建築基準法第51条の制度についてご説明いたします。都市計画区域内において、一般廃棄物処理施設などの新築等を行う場合には、都市計画でその敷地の位置が決定していることが必要でございます。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合は、立地が可能となっております。この許可にあたっては、施設の種類に応じて、一般廃棄物処理施設等については、市町村都市計画審議会、産業廃棄物処理施設については、県都市計画審議会の議を経ることとなっております。このため、本議案は特定行政庁である埼玉県から川島町都市計画審議会にお諮りし、一般廃棄物処理施設に関して、敷地の位置の都市計画上の支障について、ご審議をお願いするものでございます。本議案は、工業専用地域内に設けるメタルリサイクル株による「一般廃棄物処理施設の敷地の位置」に関する都市計画上の支障の有無についてでございます。

メタルリサイクル株は、川島町大字戸守字仙元前436番地1ほか9筆で圈央道川島インターチェンジから約3キロ北西の工業専用地域に位置しております。処理施設については、小型家電リサイクル法に基づき、使用済み小型家電等の廃プラスチック類などを既存の破碎施設で処理する計画で、処理能力が日量387.74トンで現在と変更ありません。計画地の現状は、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の破碎を行っています。また、廃棄物に該当しない有価物である使用済小型家電等を処理しておりますが、建築基準法第51条の制限を受けるものではありませんでした。今回、無価での受け入れを行うことから廃棄物に該当するため、新たに、位置の制限を受けることとなり、建築基準法第51条ただし書き許可を取得しております。なお、当該施設では、平成23年度に埼玉県都市計画審議会の議を経て、産業廃棄物処理施設として敷地の位置について、建築基準法第51条ただし書き許可を取得しております。

破碎施設の概要についてご説明いたします。現在は廃棄物に該当しない小型家電等を受け入れていますが、変更後は廃棄物に該当するものを受け入れます。搬入された廃棄物は、検査をした上で受け入れたあと、保管し、プレシュレッダと呼ばれる破碎機で大まかに破碎し、シュレッダと呼ばれる破碎機で細かく碎く処理を行います。プレシュレッダとシュレッダは直列で接続されており、一連の工程となるため、全体で1つの破碎施設として扱うことになります。処理後は選別し、再生利用できるものは売却し、残さは埋め立て等を行う処分業者に処理を委託します。

搬出入の経路についてですが、県道岩殿観音南戸守線又は県道日高川島線を通り、国道407号線バイパスを利用する計画でございます。搬出入車両については、搬入搬出合わせて、1日最大28台の計画であり、現在からの交通量の増加はありません。

続きまして、施設配置についてご説明いたします。4ページ図面上側が搬出入車両の出

入り口となります。幅員 11.5 メートルの県道岩殿観音南戸守線でございます。赤く囲まれている部分が、敷地の位置で、敷地面積は、18,728.19 m²でございます。青色の部分が用途変更する 13 棟の建築物で、いずれも既存の建築物で今回の計画に伴う増改築等はございません。黄色の部分が破碎施設で、今回追加される処理品目は使用済み小型電子機器等廃プラスチック類でございます。なお、今回の計画に伴う、処理施設の増設や、処理能力の変更はございません。現在でも廃棄物に該当しない有償での使用済小型家電の処理は行っているため、当該地での実態的な変更はありません。

当該計画施設の立地についての都市計画上の意見について、川島町及び隣接する坂戸市へ照会したところ「都市計画上支障ない」旨の回答を得ております。埼玉県といたしましても、工業専用地域内にございますこの敷地の位置について都市計画上支障がないものと考えております。以上ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

《質疑応答》

質問：現在の処理状況と変わりはないとのことであるが、処理量はどうなるのか。

回答：処理量も変更はありません。

質問：臭いや騒音にきちんと対応をしてもらえるよう要望して支障なしの意見とします。

質問：23 年度中に建築基準法第 51 条ただし書きの許可を取ったことであるが、以前から同種の事業をやっていたのではないか。

回答：平成 13 年 3 月に土地を購入し、事業を開始しています。

質問：産廃はどこから来ているのか。また、その状況を監視しているのか、いないのか。

回答：どの地域の廃棄物を受け入れても問題ありません。主に周辺市町から来るものです。

質疑応答後、埼玉県から質問があった「川越都市計画区域に設置する一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」は、川島町都市計画審議会として「支障なし」で答申することを全員の賛成により承認される。

7 報告事項

(1) 三島地区土地改良区整理事業について

- ・経緯、位置、スケジュールを事務局から説明

8 閉会 利根川職務代理

署名	川部 明治	印
	菊地 敏昭	印